

[原著論文]

「市民」概念を用いた「地域福祉の推進主体としての地域住民」についての考察

豊田 保

キーワード：市民・地域住民・市民福祉活動・地域福祉

Study on "Local Community People Promoting Community Based Welfare" with concept "Citizenship"

Tamotsu Toyoda, M.S., M.P.

Abstract

The Social Welfare Law enacted 2000 defined local community people as a main promoter for community based welfare in its fourth article (Promotion of community based welfare). Although this definition to reason, studies regarding what role specifically local community people must play will be a topic for future research.

That is, discussion must proceed, when conducting research targeting community based welfare, with regard to areas and content of activities conducted by local community people, and their issues concerning the creation of community based welfare societies must be clarified specifically.

The author considers, by defining various welfare activities conducted by local community people as citizens' welfare activities through use of the "citizenship" concept, the possibility of specifically ascertaining areas and content of welfare activities by local community people.

Key words : citizenship, local community people, citizens' welfare activities, community based welfare

要旨

2000年に制定された社会福祉法は、その第4条（地域福祉の推進）で、地域住民を地域福祉の推進主体の一つとして位置づけた。地域福祉の理念の上では、この位置づけは当然であるとしても、地域住民が具体的にどのような役割を担う必要があるかについて検討することは、今後の研究課題である。

つまり、地域福祉を研究の対象とする場合、地域住民が担う活動分野や活動内容などについての考察をすすめ、地域福祉社会を構築するための地域住民の課題を具体的に明らかにしていくことが求められる。

筆者は、「市民」概念を用いて、地域住民が推進している種々の福祉活動を市民福祉活動として規定することにより、地域住民による福祉活動の分野・内容と意義を具体

豊田 保 新潟医療福祉大学 社会福祉学部 社会福祉学科

〔連絡先〕 〒950-3198 新潟市島見町1398番地
TEL: 025-257-4472
E-mail: toyoda@nuhw.ac.jp

的に把握することが可能になると考える。

I 本論文の課題と方法

2000年に制定された社会福祉法は、その第4条（地域福祉の推進）において、地域福祉を推進する主体として「地域住民」・「社会福祉を目的とする事業を経営する者」・「社会福祉に関する活動を行う者」を挙げ、これらの者が相互に協力して地域福祉の推進に努めなければならないとしている。地域住民を地域福祉の推進主体の一つとして位置づけることは、理念的には当然であるとしても、地域住民が地域福祉の推進主体として、具体的にどのような役割を果たすことを想定しているかについて、法律の条文だけから判断できないのは当然である。

地域福祉の推進は、自治体行政や市町村社会福祉協議会の重要な課題であるが、これら既成の機関・組織の活動だけで達成できるものではない。地域住民による自治体福祉行政や社会福祉協議会活動に対する理解と協力、各種地域福祉活動への参加が不可欠な条件である。しかし、地域住民の理解と協力、各種福祉活動への参加については、すでに多くの論者によって取り上げられているが、これを具体的な論理によって説明する理論化の試みは、まだ不十分である。また、社会福祉法制定の背景について述べている中央社会福祉審議会社会福祉基礎構造改革分科会（当時）の「社会福祉基礎構造改革について（中間まとめ）」では、「地域住民を施策の対象としてのみ捉えるのではなく、地域福祉の担い手として位置づけるとともに、住民の自主的な活動と公的なサービスとの連携を図っていくことが重要である¹⁾」と述べるにとどまっている。

この不十分さには理由が存在する。地域福祉は地域社会を基盤として地域福祉社会を構築することを目指すものであり、地域の実情が異なればその内容・状態も異なる

からである。また、国民や地域住民のライフスタイル・価値観の多様化などにより、地域住民全体が同じ課題に向かって歩調をそろえることは、現実問題としてはあり得ないことである。福祉施設建設の賛否をめぐって住民相互の意見が二分して地域住民間にコンフリクトが生ずることがよい例である。

しかし、今後の社会福祉の発展方向がノーマラーゼーションやインクルージョンの理念などを基本にしつつ、住民参加型の地域福祉社会を構築する方向に向かうべきであること、また、向かっていることは、誰も否定し得ないであろう。このように、地域住民を地域福祉の推進主体の一つとして位置づけることが課題であるならば、われわれ地域福祉研究者には、その具体的な活動分野と活動内容についての考察をすすめ、地域住民が果たすべき地域福祉社会の構築に向けての具体的な役割について明らかにすることが求められる。本論文の課題は、この点について考察することである。

その方法について筆者は、地域福祉の推進主体としての地域住民について、「市民」概念を用いることによって、その活動分野と活動内容を具体的に把握することが容易になり、地域福祉を推進する地域住民の具体的な役割も明らかにできると考えている。

II 「市民福祉活動」の概念の提起と検討

上述したように、ここでは地域福祉の推進主体としての地域住民が行う種々の福祉活動を市民福祉活動と表現することを提起するとともに、この「市民福祉活動」の概念について検討する。その前に、「住民」福祉活動ではなく「市民」福祉活動と表記することについて説明する。「住民」は地域社会に生活基盤を有する人びとを意味することが一般的である。他方、「市民」は地域社

会に生活基盤を有する人びとを意味することでは「住民」と同じであるが、95年の阪神淡路大震災や04年の新潟・福井水害における救援ボランティア活動を展開した人びとのように、自らの居住地域を越えてボランティア活動を展開する人びとが増加している現実が存在する。こうしたことから考えると、「住民」よりも「市民」の用語をもちいる方が、より適切であるといえるためである。

田村正勝は、市民について、「足元の草の根の情報と同時に遠く隔たった地域の情報も重視する。市民の手による国際協力をも推進する。さらに、人間と自然との共生を大切にし、人間中心主義的な行動や思考を抑えるようになる。また、それぞれの地域環境・文化を重視する。単に自分や家族が生きるだけの時間ではなく、社会全体が文化的に豊かに存続していくことを意識的に願う」²⁾ 存在として規定している。また早瀬昇は、市民と市民社会について、「市民活動の台頭を踏まえると、多様な市民団体が活発に活動している社会が市民社会である。市民がそれぞれに価値観を共有する人々と市民活動団体を組織し、それぞれの信条に基づいて社会に積極的に働きかけ、多くの市民の主体的な関与で社会システムが構築される社会が市民社会である」³⁾ と規定している。本論文で用いる市民とは、こうした概念に基づくものである。

以下、「市民福祉活動」の概念について、「表1：市民福祉活動の分野と内容」に基づいて検討する。検討の方法としては、まず、「表1-1」に基づいて、福祉サービスの類型から市民福祉活動の分野と内容について明らかにし、次に、「表1-2」に基づいて、住民の福祉ニーズの類型から市民福祉活動の分野と内容を明らかにして、最後に、両者を総合することで市民福祉活動の概念を説明するとともに、この概念を用いて地域福

祉の推進主体としての地域住民の役割を考察する意義を明らかにする。

(1) まず、「表1-1」に基づいて、福祉サービスの類型から市民福祉活動の分野と内容について説明する。筆者は、福祉サービスは、その提供主体が有する基本的な性格をもとに整理すると、4つに類型化できると考える。すなわち、①行政サービス、②市場サービス、③民間サービス、市民福祉活動である。以下、具体的に説明する。

① 行政サービスには、法定サービスと法定外サービスが存在する。ここで、「行政サービス」という用語を用い、一般的によく用いられている「公的サービス」の用語を用いないのは、「公的」な性格を有するのは「行政」サービスに限らず、福祉NPOや企業のサービスも社会的な役割を有している以上、公的な性格を有していると考えるからである。福祉サービスは、その提供主体は私的であっても、サービス自体は公的な性格を有している。行政サービスは、行政体が実施している公共的な性格を有するサービスとして理解できるため、行政サービスと表現する。

このことについて岡本仁宏は、「公共性は、その直接の担い手が誰であるとか、その直接の動機が何であるかではなく、その共同社会全体の共同の利益に資するか否かによって判断されるべきである。政府のみが公共性を担うのではない。公共事務は、さまざまな担い手によって遂行される。もし、政府のみが公共性を担うのであれば、それ以外の社会的主体はすべて『私』の領域に押し込められる」⁴⁾ と指摘している。

さて行政サービスは、福祉諸法に規

表1：市民福祉活動の分野と内容

- 1 福祉サービスの類型からみた「市民福祉活動」の分野と内容
- (1) 行政サービス 法定サービス 政府・自治体自身によるサービス（直営サービス）
政府・自治体からの委託によるサービス（社会福祉法人等へ）
法定外サービス（法定サービスの上積み・横出し、自治体単独事業等）
 - (2) 市場サービス 法定サービス（介護保険サービス等）
営利サービス（ベビーホテル・ベビーシッター・乳児保育室等）
 - (3) 民間サービス 法定サービス（政府・自治体等からの受託サービス、介護保険サービス等）
社会福祉法人等による独自サービス等
 - (4) 市民福祉活動
 - ① 法定サービス（特定非営利活動法人による介護保険サービス等）
 - ② 自治体からの受託サービス（配食サービスなど特定団体への自治体単独事業等の委託等）
 - ③ 自治体補助金に基づくサービス（障害者作業所など自治体が定めた補助金の団体等への支出等）
 - ④ 特定非営利活動法人・市民団体等による単独サービス（宅老所等）
 - ⑤ 市民互助型福祉団体の提供会員（配食サービス等）・会費会員としての協力
 - ⑥ 自助・当事者団体の活動
 - ⑦ ボランティア団体参加会員活動
 - ⑧ 個人のボランティア活動・福祉分野への寄付活動
 - ⑨ 自治体が設置する福祉に関する委員会の委員への応募
 - ⑩ 自治体の長・議会等へのソーシャル・アクション
 - ⑪ 自治体が行う公聴会等への意見反映
 - ⑫ 近隣による日常生活相互扶助

2 住民の福祉ニーズの類型からみた「市民福祉活動」の分野と内容（◎印は市民福祉活動の具体例）

- (1) 住居の確保（入所施設等を含む）…◎小規模多機能宅老所・障害者福祉ホーム等
- (2) 収入の確保（生活保護等を含む）
- (3) 必要な生活支援サービスの確保…◎配食サービス等
- (4) 社会活動の場の確保（社会参加・文化活動等）…◎障害者の小規模作業所等
- (5) ハード面の福祉のまちづくり（バリアフリー等）
- (6) ソフト面の福祉のまちづくり（良好な地域社会の人間関係等）…◎見守り活動等

定され、政府・自治体に実施責任が課せられている福祉サービスであるが、政府・自治体が直接サービスを提供する場合と、社会福祉法人等へサービスの実施を委託する場合とが存在する。

また、法定サービスではないが、国が福祉事業として位置づけ、特定の福祉サービスを実施する自治体に対して補助金を支出する事業、自治体の独自の判断による単独の福祉事業、いわゆる自治体単独事業としての福祉サービ

ス、法定サービスの範囲や水準の不十分さを補うために、自治体の判断で法定サービスに上積み・横だしするサービスも行政サービスとして位置づけられる。

② 市場サービスは、企業が00年に開始された介護保険事業において事業者として位置づけられ、法定サービスの一翼を担うことになった。また、01年の児童福祉法の改正によって企業による保育所の運営が可能になり、保育サー

ビス分野での法定サービスの担い手として位置づけられるようになった。同時に、企業によって、従来から展開されていたベビーホテルの運営・ベビーシッターの派遣業・乳児保育室の経営などを中心にサービスが提供されている。

- ③ 民間サービスは、法定サービスと民間独自サービスに区分できる。法定サービスは、介護保険事業と障害者支援費制度における事業者としての福祉サービスの提供である。また、民間独自サービスとして、社会福祉法人等による主体的な判断によって、法定サービス以外のサービスが提供されている。この民間独自サービスが多様に展開されているのは、社会福祉法人としての組織である市町村社会福祉協議会が実施している地域社会の実情に応じた独自サービスである。
- (2) 以上の代表的な3つの福祉サービスの類型以外に、種々の福祉サービスを提供している福祉活動が存在する。筆者は、これらの福祉諸活動を市民福祉活動と表現する。

以下、「表1-1」に基づき、その活動分野と内容について説明する。

- ① 介護保険サービスは、特定非営利活動法人・生活協同組合などの公益法人もサービス事業者として位置づけている。介護保険サービス自体は法定サービス（制度）であるが、これらの公益法人は市民の自発的な組織であり、市民自らがサービスを提供する必要性を認識し、自発的にサービスを提供する組織を形成したものと理解でき、そこで福祉サービスは市民福祉活動としても捉えられる。
- ② 特定非営利活動法人などの市民団体が、自治体が単独で実施している一人暮らし高齢者などを対象にした配食

サービスなどを受託している場合があるが、これは、自治体が社会福祉法人等に委託せずに、市民の協力を得てサービスを実施していると判断できるため、市民福祉活動の分野であるといえる。社会福祉法人等に委託する場合は、そのための職員を雇用しなければならないが、市民団体に委託する場合は、一定数の市民が短時間だけ協力することで実施が可能となり、市民の特性を活用したサービスと判断でき、サービス提供主体が自治体であっても、それを受託して実施している市民団体による市民福祉活動であるといえる。

- ③ 自治体が、自治体独自の条例や基準を設けて、特定の分野の福祉サービスへの補助金支出などを実施している場合がある。障害者のための小規模作業所への補助はその代表的な例である。この分野は自治体からの補助金が施設運営費全体の一部分しか占めておらず、賛助（協力）会員の会費、施設運営団体によるバザーなどによる事業資金が重要な資金源になっているため、市民福祉活動として捉えられる。
- ④ 市民組織・団体が任意な組織・団体として、または、特定非営利活動促進法にもとづく特定非営利活動法人としての認証を得て、在宅福祉サービスを実施している事例が増加している。組織形態・規模は多様であるが、会員制によって組織化される形態が一般的である。組織を運営しサービスを提供する専従職員を抱えている場合や、サービス提供会員として非常勤職員のみによるサービスを実施している場合もある。また、提供するサービスも多様で、配食サービス、移送サービス、デイサービス、家事援助サービス、ショート・タイム・ケアなどが多く見受けら

- れる。こうした組織・団体と会員の活動は、市民福祉活動として捉えられる。
- (5) 市民互助型の在宅福祉サービス団体も増加しつつある。これらの団体にも任意団体と特定非営利活動法人の認証を受けて活動している団体がある。一般的な組織形態は利用会員と提供会員とで組織・構成され、提供会員が低廉な料金でサービスを提供し、利用会員も低廉な料金でサービスを利用する仕組みである。料金のかわりに時間蓄積や地域通貨を用いる場合もある。こうした提供会員の活動は、市民福祉活動として理解できる。
- (6) 障害をもつ人・子育て中の母親・高齢者・ひとり親家庭・不登校の子どもをもつ親など、同じ福祉ニーズを有する市民同士が、相互に援助しあう中でお互いの福祉ニーズを充足したり、解決したりすることを目的として組織された組織・団体も増加している。自助組織（グループ）・当事者団体などと呼称されることが一般的であるが、会員の利益を図るためのサービスを提供したり、自らの福祉ニーズを解決するためのソーシャル・アクションを展開するなどの活動を行っている。これらの活動も市民福祉活動として捉えられる。
- (7)(8) 各種ボランティア団体の会員として、継続的・集団的にボランティア活動を実践したり、個人として市町村社会福祉協議会などのボランティアセンターに登録し、個人ボランティアとして活動すること、福祉諸団体への寄付行為を行うことなどは市民福祉活動といえる。
- (9)(10)(11) また、近年は自治体や社会福祉協議会が地域福祉計画や地域福祉活動計画などを策定するときに、市民から策定委員を公募するなどの市民参加を促進する措置をとる場合が多いが、これらの委員に応募したり、これらの策定委員会が市民公聴会などを開催する場合に、市民が自発的に会合に出席して自らの意見を述べる行為や、地域社会に存在する福祉問題を継続的・個別的に解決するために、市民が自治体の長や議会に陳情や請願する署名運動を展開したり集会を開催するなどのソーシャル・アクションを展開することも市民福祉活動として理解できる。
- (12) さらに、一人暮らし高齢者や児童を対象とする近隣による見守り活動など、継続的に実施されている近隣市民による日常生活に係わる相互生活扶助なども市民福祉活動として捉えられる。
- (3) 以上、福祉サービスの類型から市民福祉活動の分野と内容について整理してきたが、「表1-2」に基づいて、住民の福祉ニーズの類型からみた市民福祉活動の分野と内容について検討する。筆者は、障害者であろうが要介護高齢者であろうが、すべての市民が通常の市民生活を正常な（ノーマライズされた）形態で送るためにには、以下の福祉ニーズが満たさる必要があると考える。すなわち、①住居が確保されていること、②一定以上の収入が確保されていること、③必要とする生活支援サービスが確保されていること、④社会参加活動の場・機会が確保されていること、⑤ハード面とソフト面での福祉の街づくりが推進されることである。⁵⁾ すなわち、以上の生活上のニーズが満たされることによって、人々の日常生活に関する福祉的な状態、ウェル・ビーイングが達成されることになると考える。以下においては、これらの福祉ニーズの類型に基づいて市民福祉活動の分野と内容について説明する。

第一は、住居の確保に関するニーズについてである。人々は住居が確保されていることによって通常の市民生活を確保することができる。住居が確保されない場合、生活保護法に規定される救護施設や保護者がいない子どものための児童養護施設などがこれらのニーズを満たすための施策に該当する。また、住居を確保するという概念には、家庭環境上の理由で家庭に変わる住居を確保する必要性も含まれる。例えば、障害があるために家庭での養育や生活が困難な障害をもつ子どもや成人には、障害児・者施設は住居としての役割を持っている。同様に、家庭環境上の理由で家族での同居が困難な高齢者にとって、特別養護老人ホームは住居としての役割を持っている。

この住居の確保に関するニーズに対しては、行政サービスが大きな役割を果たしている。同時に近年、各種のグループホームづくりなど住居の確保のための市民福祉活動も生まれ始めている。例えば宅老所などがそうである。一般的に宅老所は、ディサービスを中心にしてサービスを実施しているが、その一部は居住の場としての機能も有している。また、障害者のための法制度外の共同ホームなども運営され始めている。市民の自発的な福祉活動として実施されている居住型の宅老所や障害者のための共同ホームなどは、住居を確保するための福祉ニーズに対応する市民福祉活動の具体例であると指摘できる。

第二は、収入の確保に関する福祉ニーズである。今日の社会が生活手段の大半を市場における消費活動によって入手する社会である以上、収入の確保は生活を維持するための基本的な要件である。障害や高齢などのために収入を確保することが困難な場合は、生活保護を中心とす

る公的扶助または年金制度によってそのニーズを満たすことになる。国の制度によって統一的に対応すべきこの分野の福祉ニーズに対しては、市民福祉活動が介在する条件は存在しない。障害者のための小規模作業所が利用者に対して賃金を支給しているが、その平均額は月1万円前後であり、利用者の生活の維持は家族による扶養や障害基礎年金、生活保護に依拠しているのが現状である。

第三は、日常生活を営むために必要な生活支援に関するニーズである。要介護高齢者や障害者に対する介護サービス、家事援助サービスなどがこれに該当する。この分野においては市民福祉活動として、介護・家事援助・移送サービスなどが実施されている。

第四は、社会活動の場の確保に関する福祉ニーズである。人間は社会的な存在として、様々な社会活動を展開しつつ日常生活を営んでいる。この社会活動は社会参加のための活動でもあり、また人間の文化的営みとしても理解できる。障害者の福祉的就労の場や各種通所施設などがこれに該当する。高齢者についても地域住民の一員として種々の社会参加活動の場が用意されるべきである。この分野では、障害者のための小規模作業所、宅老所等のディサービスなどが市民福祉活動として実践されている。

第五は、バリアフリーなどのハード面での街づくりに関する福祉ニーズであるが、ハード面での街づくりは都市計画行政などの行政サービスによって営まれており、市民福祉活動が直接的な施策の実施にあたることは困難な分野である。

第六は、ソフト面での街づくりに関する福祉ニーズであるが、この分野は高齢者・障害者などが地域社会を構成する一員として、良好な近隣関係のもとで日常

生活を送るうえで不可欠なニーズである。この分野では、小地域ネットワーク活動などによる一人暮らし高齢者の見守り活動などの市民福祉活動が実施されている。

以上のように、市民福祉活動は、収入の確保に関するニーズと直接的なハード面での街づくりに関するニーズ以外の分野において、すでに様々な形態で実践されている。

III 市民福祉活動の概念と意義

以上、福祉サービスの類型の一つとして市民福祉活動を位置づけ、その活動分野と活動内容を概観し、さらに、住民の福祉ニーズを類型化し、福祉ニーズに対応する市民福祉活動の分野と内容についても概観した。

以上に概観してきたことから、市民福祉活動とは、地域社会に存在する地域住民が直面している種々の生活上の課題について、市民の自発的な活動によって解決を図ろうとする個別的・組織的な諸活動の総称であると結論することができる。そして、この市民福祉活動の概念を用い、その活動分野と活動内容を具体的に説明することにより、地域住民が地域福祉を推進する主体の一つの分野を形成しつつあることを結論することができる。

同時に、市民福祉活動の概念を用いることは、社会福祉法が規定する「地域福祉の推進主体としての地域住民」の果たすべき役割を、具体的な内容において把握する有効な方法としての意義を持つと結論することができる。

IV 市民福祉活動の歴史的な位置

これまで市民福祉活動の概念と意義について検討してきたが、次に、戦後日本における社会福祉の発展過程のなかで、市民福祉活動がどのような位置にあり、どのような役割を果たしたかについて検討する。そ

の理由は、市民福祉活動を歴史的な視点によっても検討することによって、その位置と役割をより明確にできると考えるからである。

戦後日本における社会福祉の発展過程は、すでに多くの研究者によって検討されている。従って、ここでは社会福祉の発展過程それ自体を検討の対象にするのではなく、発展過程のなかで市民福祉活動がどのように位置し役割を果たしたかを焦点にして検討する。

戦後日本における社会福祉の発展過程を簡潔に整理すると、「わが国社会福祉制度は昭和20年代に戦災孤児、戦傷病者や引揚者など生活困窮者の保護・救済を目的に出発し、その後の経済成長、都市化・核家族化などに対応しつつ、発展を遂げてきた。今日、少子・高齢社会の発展、核家族化や女性の社会進出による家庭機能の変化、障害者の自立と社会参加の進展に伴い、限られた者の救済にとどまらず、国民全体を対象として、その生活の安定を支える役割を果たすことが期待されている。近年、今後の社会福祉の基本的な考え方となる個人の自立支援、質の高い福祉サービスの充実、地域での生活を総合的に支援する地域福祉の充実などを柱とする取り組みが進められている。国民の社会福祉に対する需要は増大・多様化しており、今後もその度合いが一層高まる」⁶⁾とまとめられる。

筆者は、こうした戦後日本における社会福祉の発展過程を「表2：戦後社会福祉の発展と市民福祉活動」として整理できると考える。上述したように、ここでは戦後日本における社会福祉の発展過程それ自体を検討することが目的ではないので、「表2」を基に80年代以降の社会福祉の動向について概観するとともに、その中に市民福祉活動を位置づけることを試みる。

具体的に説明すると、社会状況としては

表2：戦後社会福祉の発展と市民福祉活動

時代区分 項目	45～50年代	60～70年代	80年代～
社会状況	戦後窮之期 戦後復興期	高度成長とその矛盾の発現期 都市化 核家族化 大量生産と大量消費	低成長期 少子・高齢化 大量消費から生活の質重視へ
主要な福祉ニーズ	基礎的（経済的）・定型的ニーズ	福祉問題群ごとのニーズ ニーズの普遍化・一般化	個別的（多様な）ニーズ
福祉サービスの主要な性格	基本的・定型的サービス	福祉問題群を解決するためのサービス	普遍的：個別的服务
要援護者理解の特徴	サービスの対象	生活（主体）者であり、サービスの対象	サービスの利用者であり提供者
福祉サービスの主要な提供主体	国 実施事務は自治体へ機関委託 自治体はサービス事務を社会福祉法人などへ委託	国 自治体単独事業	自治体（法定受託事務と自治事務） 市民福祉活動 (福祉NPO・ボランティア団体など) 企業
福祉制度・施策の特徴	公的福祉の確立期	公的福祉の発展期 自治体単独事業の生成・発展 社会保険・社会手当の確立	在宅・地域福祉期 (分権型・自治型・参加型福祉期)
主要な社会福祉理論	社会政策論的福祉論	社会問題論的福祉論 運動論的福祉論 福祉国家論	社会福祉理論の多様化 パラダイム転換論 福祉社会論 地域福祉論 ソーシャルワーカー理論の発展・統合

(注) 項目は相互に関連し合う。

高度成長が終焉し、低成長の時代として捉えられ、少子・高齢化が進展するとともに、大量消費よりも生活の質が重視されてきている。高齢社会の進展等により、福祉ニーズは普遍化するとともに個別化・多様化も進展しており、福祉サービスに対する国民の意識は利用者意識が高まっている。こうした福祉ニーズの個別化・多様化の進展と福祉サービスに対する国民の利用者意識の進展は、福祉サービスの提供主体の多元

化・多様化を促進するとともに、地域・在宅福祉へのニーズを発展させる。このような動向は、学術分野における社会福祉理論・ソーシャルワーカー理論に反映し、その多様化を生み出すとともに発展させる。

このように考えると市民福祉活動の展開は、福祉ニーズの個別化・多様化の進展に伴い、それを充足するための地域社会を基盤にした福祉サービス提供主体の多元化・多様化の動向なかでの一つの領域として、

歴史的な生成・発展のもとで位置づけられ、今後、地域社会を基盤にした市民の個別化・多様化した福祉ニーズを充足し、そのQOLを向上するための市民福祉活動の役割はますます強まっていくと考えられる。

【引用文献】

- 1) 中央社会福祉審議会福祉基礎構造改革
分科会「社会福祉基礎構造改革について（中間まとめ）」社会福祉法等研究会編『社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律』中央法規、1999, p403
- 2) 田村正勝「近代文明の転換とボランティア」野尻武敏ほか著『現代社会とボランティア』ミネルヴァ書房、2001, p144
- 3) 早瀬昇「市民・市民活動・市民社会」大阪ボランティア協会編集『ボランティア・NPO用語事典』中央法規、2004, p 7
- 4) 岡本仁宏「市民社会、ボランティア、政府」立木茂雄編著『ボランティアと市民社会（増補版）』晃洋書房、2001, p93
- 5) 豊田保「新潟県における先駆的な住民福祉活動事例の調査研究」新潟医療福祉学会編『新潟医療福祉学会誌（第3巻第2号）』新潟医療福祉学会、2003, p64
- 6) 社会福祉の動向編集委員会編集『社会福祉の動向2003』中央法規、pp2~4